

(財)長浜文化スポーツ振興事業団からのお知らせ

ぶんスポちゃんねる!

【ぶんスポちゃんねる】は文化・スポーツの生きた情報をお届けします!

文スポ
理事長杯
BUNSPO CUP

長浜市レクリエーション広場オープン記念 グラウンドゴルフ大会

- 【と き】 12月10日(金)
9時～12時30分 ※雨天時は13日に順延
- 【ところ】 神照運動公園内長浜市レクリエーション広場 (神照町)
- 【対 象】 一般男女
- 【定 員】 100人 (先着順) ※11月15日(月)より受付を開始します。(電話予約可)
- 【参加費】 1,000円/人
- 【その他】 ・24ホール個人ストロークマッチで行います。
・(社)日本グラウンド・ゴルフ協会公認規則に準じます。
・組分けは主催者で決定します。

☎ (財)長浜文化スポーツ振興事業団〈長浜市民体育館〉(☎64-5151)



長浜市舞台芸術交流祭

新市誕生を記念して、日ごろ各地域で文化活動されている皆さんに邦楽演奏や踊りなどを発表していただきます。

【会場・日時】 ☆木之本スティックホール
12月12日(日) 13時開演

☆長浜文化芸術会館
12月19日(日) 13時開演

【入 場 料】 無料



☎ (財)長浜文化スポーツ振興事業団〈長浜文化芸術会館〉(☎63-7400)

12月4日～10日は人権週間

みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。市や関係機関では、人権週間に合わせた啓発活動を行います。この機会に、人権や命の大切さについて考えてみませんか。

☆街頭啓発☆

市内のスーパーや駅などで人権擁護委員さんや人権擁護推進員さんを中心として、人権の大切さを広く呼びかけます。

☎ 人権施策推進課 (☎65-6560)

☆人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい☆

- 【と き】 12月5日(日) 9時40分～
- 【ところ】 県立文化産業交流会館 (米原市)
- 【内 容】 向井亜紀(タレント)さんによる「命を輝かせるために」と題した講演会 ほか

☎ 滋賀県人権センター (☎077-522-8243)

人権クイズに挑戦!

問題: 12月10日は「〇〇デー」です。〇〇に入る文字(漢字2文字またはひらがな4文字)をお答えください。

【応募方法】 次の①または②のどちらかで「答え・住所・氏名・ご意見」をご記入のうえ、ご応募ください。
〒520-8516 大津市御陵町3番6号 大津地方務局・滋賀県人権擁護委員会「人権クイズ」係
FJP16020@nifty.com

②Eメール 滋賀県人権啓発ネットワーク協議会

【締切り】 12月20日(月)まで(必着)

☎ 大津地方務局 (☎077-522-4673)



平成22年度 家族介護教室

介護をしている人も介護を受けている人も「負担が少ない身体介護の方法」や「上手な福祉用具の使い方」を専門の講師による分かりやすいお話と一緒に学んでみませんか? 相談・質問もお受けします。

- 【対 象】 介護に関心がある人
- 【参加費】 無料
- 【申込方法】 電話で☎まで

場所	内容	1回目	2回目
		理学療法士による負担が少ない身体介護の方法	福祉用具プランナーによる上手な福祉用具の使い方
長浜市保健センター虎姫分室(宮部町)		11月26日(金) 13時30分～15時	11月30日(火) 13時30分～15時
長浜市社会福祉協議会高月支所(高月町西物部)		12月3日(金) 13時30分～15時	12月7日(火) 13時30分～15時
長浜市保健センターびわ分室(難波町)		H23年3月3日(木) 13時30分～15時	H23年3月7日(月) 13時30分～15時
NPO法人 U-bi(東主計町)		H23年3月17日(木) 13時30分～15時	H23年3月24日(木) 13時30分～15時

☎ NPO法人U-bi (☎63-0050)

年末調整や確定申告で障害者控除を

次に該当される高齢者や、その高齢者を扶養されている人は、年末調整や確定申告で障害者控除を受けることができます。

控除を受けるには、認定書が必要です。認定書交付窓口で申請を行ってください。

【対象者】

平成22年12月31日時点で有効な介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されていること

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であると読み取れること

【認定書交付窓口】

高齢福祉介護課(東別館1階)、各支所福祉生活課

☎ 認定書については、高齢福祉介護課(☎65-7789)または各支所福祉生活課 税の控除については、税務課市民税・国保料グループ(☎65-6524)



『しょうがいのある人を対象に布団丸洗いサービスの受付を開始します』

在宅で生活されているしょうがいのある人が、日常的に使用する布団を丸洗いするサービスを実施します。

【サービスが受けられる人】

- 次の条件のすべてに該当する必要があります。
- ・平成22年5月1日から平成22年10月31日の間に3か月以上在宅生活をされている人
 - ・11月1日現在で、下記のいずれかの手帳を所持している人
 - ①身体障害者手帳(肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい) 1、2級
 - ②療育手帳A1、A2
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級
 - ・前記①から③のしょうがいのある人のみの世帯またはそのしょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人

【受付期間】

12月1日(水)～15日(水)※土日除く

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳、印鑑

【負担額】

利用料の1割(500円)

☎ しょうがい福祉課しょうがい福祉グループ(☎65-6518) 各支所福祉生活課

布団丸洗いサービスの受付を開始します

在宅で介護を受けておられる人が日常的に使用する布団を丸洗いするサービスを実施します。

【サービスが受けられる人】

- 次の条件のすべてに該当する必要があります。
- ・平成22年5月1日～平成22年10月31日の間に3か月以上在宅生活をされている人
 - ・11月1日現在、65歳以上で介護保険要介護3～5の認定を受けているか、しょうがい老人の日常生活自立度ランクBおよびC(歩けない)の人で、次の①から③のいずれかに該当する世帯の人
 - ①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
 - ②所得税非課税世帯
 - ③生活保護を受けている世帯

※申請には担当地区の民生委員の署名が必要です。

【受付期間】

12月1日(水)～15日(水)

※土日を除く

【負担額】 利用料の1割(500円)

☎ 高齢福祉介護課高齢福祉グループ(東別館1階)(☎65-7789) 各支所福祉生活課

